



御見

門保
3.615
卷 2

光臺一覽卷之二

大内裡

稱謂

女中

御膳方

地下

官位職並兼官

皇子女誕生

御撫物

内侍所

堂上方

被官

親王



職事 七年九月
諸收納切

讀史餘論

下 足利ノ片妻寫リテ教乃藏人ナリ

光臺一覽卷之二
大正
...

光臺一覽卷之二



人皇之始神武天皇始者
繼武代之繼而於日向
天皇居之也
平陸封城未定東
征之後始而平陸州定
都於大和玉櫃天皇
亦來居門令朝八方
徒是十三代成務帝
於和劬中移宮交

大凡禁許只以江古大内裏の惣構南に東通
不限り北に一條通と南に二條通東に京
於今今所の西京極と東に二年八町、派り
世傳の如くありぬ少く、昔人の好む道より、
いふは、いふ所の如く、いふは、いふ所の如く、
いふは、いふ所の如く、いふは、いふ所の如く、

大内裏横通

仲哀朝
長
世傳の如く

世傳の如く

一系通

正親町通

今中

公馬通

今上

神功朝

同朝

仁德朝

履中朝

友正朝

安承朝

天智朝

天武朝

持統朝

桓武朝

白河院

平安院

和 產都

和 稚楊都

和 豐朝都

和 浪奔都

和 十市都

和 日本雜都

和 明日香都

和 朝倉都

和 絹喜都

和 乙訓都

和 入野都

高月司

中込

冷泉

三系坊

六角

源心坊

三系坊

三系坊

三系坊

三系坊

三系坊

下長

梅木

夷川

二系通

西川

東八橋

東北

源心坊

三系坊

三系坊

三系坊

延福

春日

二系通

三系坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

初能

大改

神小路

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

三系坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

源心坊

宣化朝

三十一代 欽明帝 美

至世六代皇極帝朝

都初易

孝德朝

齊明朝

天智朝

天武朝

持統朝

桓武朝

白河院

平安院

七系坊門 六系坊門 五系坊門 四系坊門 三系坊門 二系坊門 一系坊門

八系坊門 本宿坊門 梅小坊 今此通石橋 八系坊 二系坊

九系坊門 日信坊 小坊 坊川 也 唐橋 日回船并小

北之九系 大宮通 東より西通 東より西通

東にわたりて 東にわたりて 東にわたりて

今これより通りて 其西に又、也京極に

也至正應十三年 也至正應十三年 也至正應十三年 也至正應十三年

九百六十一年

蔡邕獨斷云天子
 所都曰京師也京者
 水也地之卑者莫
 過于水地上之卑者
 莫過于人京大也師
 衆也故曰京師
 事物紀原云京大也
 師衆也大衆之所
 居故以君天子之都

今の西之門也小形天保の社に正西通りたる可致
 車京極に今北之門通東車極通る橋中に
 西郭東西九河南小八町五十一小南に三の
 大門に東安嘉門中達智門西傳燈門西
 南小三溪天門中藤原門南設富門東面
 小都方門中清原門南陽明門南面は
 東美禰門中車極門西皇嘉門也是を
 十二方門といふ車極門の通東車極通也古
 傳に車極門道物十八丈云々也皇通り

東京極通 今所 大倉入道 以華所中在 東指城通也

白山通 教有町 富小浜 石屋小浜 柳 三橋

榮教町 往古東之寺通 今所 今所 中在長 東内院

美禰門通 白山北山安嘉殿石の門通今車極町

鳥丸 河原通 中在且 只富所 所尻 今新町

西内院 小川 防城通 今所 池坊 醒井 一系 下三

町 中在 六系 東之 東坊川 西坊川 岩上 中在

嵯峨 梯司 馬門 大宮 松尾少下三所今所

壬午 日書 西坊城 傳相了 西車極通 今所

西京極、西古馬、
一、
細井小浜、
馬代、
本通、
吾武小浜、
西古馬、
西古馬、
西古馬、
馬寮小浜、
大御軍通、
之也

是右京分地、西京極通、
在八町分、
吏を、
右京分、
名、
大在、
鴻産、
一、
如、

道院、
府之治所、
謂掌職之行處、
寺院殿、
廳、
之、

大法に道院あり、
と院、
一、
とと、
の、
榮、
政、
桃、
其、

楚籍九辨去堂不鬱
陶思君兮君門似九
重注天子九門謂冥
門遠郊門近郊門
候門臬門庫門
雉門廄門路門
仍謂九重矣

一系二系三坊之東西之各坊門之各
二系三系四系五系六系七系八系九系
一系二系三系四系五系六系七系八系九系

四系一西水亭坊東水亭坊西系東廣風
坊西宣帝坊六系東海風坊西光德坊
七系東安寧坊西疏勿坊八系東崇仁
坊西延政坊九系東陶陀坊西官建坊也寺
院京坊陣臺司倉樓閣坊舍大古中右代兵
部之各坊中一系各之雜坊也之各坊中

供養中坊其行 禁裏九闕九重風廟中

魏史列傳十三王肅傳
去漢總帝皇之号
曰皇帝有別稱帝
立別稱皇別皇又
是差輕者也注孫盛
曰化台神者曰皇德
台天者曰帝是故三
皇創号五帝次之然
則皇之為稱妙於帝
廟謂為輕不亦謬哉
相譚新論去夫上古
稱三皇五帝次有三王
五伯此天下君之冠首
也故三皇以道理而
立帝用德化三王由

闕朝彖朝廷大内中表也也乃又中内は
多又云如く其美福あり信也一人に之を
天皇皇帝天子主上聖主君聖初陛下
之令是符又なるは多く其美長なる也
德伊位を以纏りあり其美長なる也
之令是符又なるは多く其美長なる也
振大欽王振大移王受帝也而也方其
河平振こく女帝也其美長なる也
也たは女帝に其美長なる也

仁義五伯以權智其
說之曰無制令刑罰
謂之皇有制令無
刑罰謂之帝賞
善誅惡諸侯朝
率謂之王云云

漢書高帝紀下云今
尊大云曰太上皇
仰古曰太上極尊之
稱也皇者君也天子
之父故号曰皇不預
治國故不言帝云云
人主之代稱也

昌泰二年年所又
戶之為帝有陽為
飾為稱法皇是也
和人之皇也
書言故率云文選宋
顏延年之曲水詩正
休有德於少陽注
謂太子繼天子之位
有德東宮少陽者
東方又震為長子東
為長以故立宮於東
故曰東宮

皇之時而方乃坤以坤施之乃宮也

の心天子と一と坤位也

女帝に足宮後しとせし一文字得たれ女帝

に女文計と一と坤の事なり

女方と一と坤施乃坤上宮の事也乃坤有版

乃又才二三句文に不長少位譲り

此語也是非の事なり及宮東に足は

命命は是の信いなり

皇方一役切れと一と坤も人祚譲り

此語は坤の事なり

坤乃と一と坤は坤の事なり

坤乃と一と坤は坤の事なり

坤乃と一と坤は坤の事なり

坤乃と一と坤は坤の事なり

坤乃と一と坤は坤の事なり

坤乃と一と坤は坤の事なり

坤乃と一と坤は坤の事なり

坤乃と一と坤は坤の事なり

中沙流取隔通

勅之方配流之方

身仍一文之方

口を嚙く不戸

也を亦ん凡の五世共未

初修寺の門之

の細依の送れ方

大阿流さし也

又秘傳云东山院室

女三子年

女三子 女三子 福川寺仁

教之由也号夢娘官

後伏見貞建親王の奥

女三子 伊早世

三子 女三子 勝義代

是云竟法親王也

女三子 掃帚也内府降

女三子 女三子 大世行在版

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

女三子 女三子 内院也

方の下り、天和の創
を是とく、不州と
相併せし、也奉
具、負是者、如鯨
冬、雙走、如大車
和、候、下、下、力、以、及
忽、拜、考、了、了、

奏竹

奏達

天聰

天聞

殿文

台帳

言文

言文

勅作

勅免

勅提

勅定

勅令

詔令

免除

勅切

遠勅

勅答

勅使

勅封

勅撰

勅方

勅点

勅代

勅院

勅書

長年

長年

編局

院定

院令

院令

官府定

廳定、下、下、
又、下、の、下、

綸云

定局

天紀

電記

連絡

朝觀、河、寺

儒寺

遷幸

以幸

以幸

遷幸

遷幸

以法

以成

教、ま、つ、
又、

以法

以法

以序

以序

以序

又、下、の、下、

皇后

御方

多田、朝、定

院系

院系

宮中

府中

郭中 楚中 省中 河所

河效 以效 城中 一也

河友 河不 河有 河有 河構 河

位記 以宜 宜下 始友 始位

溢号 必信号 大信号 徽号

吾介 志思 朝思 必思

必作 回作 必衣 必服

河注 伏河 必食也 文宜 天酌

宜介 友也 車幣

昂位 祥祚 文祥 德位

宜祚 降延 延生 宜

毫馬 毫蹄 案河

河奉 鳳舉 介興 腰舉

宗興 白舉 洞代 黑綠

駕輿了 入也 入輿 燈祀

不縁 不例 不勞 通例

非常 故障 廢穿 以并

以并 送毒 送信 送命

崩汚 支幸殿遊カ 薨去カ内雅汚 薨汚カ内雅汚

逝去カ内雅汚 卒去カ内雅汚

不祿 不幸 死去カ内雅汚

所也カ内雅汚 漢代カ内雅汚 汚中 汚天

治也 軀誤 統汚 統死 毫死

統也 上表 小折紙 懐紙

何やにち係るや方家
にの代をりしを物と
係りのみ極物を何
ゆ形を不係るやまの
をりしにくある方の
の里より又四の之
才元品同候え下
通例より四等力
の何地行を何極
知の事をわらへり

右系料のりれ凡後記係係をり遊花
一と前書に係りて後世又行勢を何
八情 戲山 毫若 号の江社 江といふ
又台去云又案案にほりて若りて今り

御定より下天勅
馬若月迄有り候
六角迄和比迄
又信綱表下
根と云ふ

寶祚安金北心行云初より一不例と
候方二月成正元九日又正徳七年
百二の如き事一十六歳の兼此公及の序
又運入と云一き方の諸翁等々以拵物
くと稱しては了又備の形如先く一物あり
諸翁に悔寸長二人等これ頭に書に
まゝなる事拵物致を陶之下に御用と云
柄に彼より運を至候に迄信ひ有途申
行成に拵と物致中も也之くにに候江

元徳御供に御事
少延たり

又運に封のや一此お佛外に拵と云寶祚安
全る或は亦天下泰平と致先是の拵物知ら
又後一拵した陶造と云拵物云一と云
まゝの如く進出す之由おあやの如く
いぬいあやの如くと云
取次く奥と云頂戴を御事也以拵物と云
拵物やん人々等と云拵物と云拵物と云
子の如き拵物と云拵物と云拵物と云拵物
と云拵物拵物と云拵物と云拵物と云拵物
拵物と云拵物と云拵物と云拵物と云拵物

宣下す也依教とてこと法教とすとも
天子より復て毫うも言ふ又一果定
一は後長壽の心あるはまるとな逢たり
右向武教所とて席花院を復て東山を以て
十年の法を治政を懸て又是一果の定
法教とす名唯三后たり或は威にしく
だられ又奉云の藤長等によう長壽候
忽れ復たさるゆ依教とてゆ極極と
こにりぬりたりたる供又の果も能く
こにりぬりたりたる供又の果も能く

こにりぬりたりたる供又の果も能く
と然るつので信地極つゆ仰候に後にも
何れ立后宮下は降しるゝ如く御祈り
にが昔の皇居文に云く天子れに死なり
信又の果も能く人も御祈りするも
身を立候れに中宮宣下は是正居宮に
かしとて是の果も能く皇居文に云く天子の御
身みの御祈り也又思新院に降玉
の御祈りを如院に祈り也是の果も能く

四好舞妓の秘を
不こいひ月髪切を
はきはまゝ髪付流
に珍後おれ大岸
のあま又実事の夢
世もれ巻流をまを
又珍情くとも物
は下自と無言に
お好下岸の岸中
りわろ痛し左邊牙
也し平走地には
おまれく陸たぬ
かあ地に伝く言

あまこいひ月髪切を
り人二とこいひ
法あのおそう
に珍後おれ大岸
のあま又実事の夢
世もれ巻流をまを
又珍情くとも物
は下自と無言に
お好下岸の岸中
りわろ痛し左邊牙
也し平走地には
おまれく陸たぬ
かあ地に伝く言

せしおををうん
里中の一あつ言
立腹おなはれ
巻りおこし
常盤院敷結を
巻れおなはれ
お中おと
あまこいひ月髪切を
超に珍後おれ大岸
のあま又実事の夢
世もれ巻流をまを
又珍情くとも物
は下自と無言に
お好下岸の岸中
りわろ痛し左邊牙
也し平走地には
おまれく陸たぬ
かあ地に伝く言

あまこいひ月髪切を
り人二とこいひ
法あのおそう
に珍後おれ大岸
のあま又実事の夢
世もれ巻流をまを
又珍情くとも物
は下自と無言に
お好下岸の岸中
りわろ痛し左邊牙
也し平走地には
おまれく陸たぬ
かあ地に伝く言

しむしとて有る事多し
姓名を掛ひて其の事
こく隠病一玉
ひきり寄る事多し
乃以て其の事多し
其の事多し
未だ其の事多し
秘傳

其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し

其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し

之を可し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し

其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し
其の事多し

神祇及位古在道高
 皇册士留寂亭中
 八神殿而神祇官也
 神產日命 二高御產神
 三玉後產神 四生產日神
 五足產日神 六天宮雲神
 七神長津水 八事代王神
 天正十一年三月十一日
 京師後吉田山下部
 家齋場而有其
 前

一 淡收師也 友也
 二 美白 三 長橋
 四 竹屋 五 石
 六 職事 七年九月又
 七 大外記 七 后務
 八 竹屋大雜事
 九 熊養之徒也均
 十 臨時地下 役人
 十一 次分 收而甲乙
 十二 山内 紙り
 十三 宗系 於解人
 十四 熊養 能人
 十五 熊養 心 總也

神不の局公より下りて山を以て自
 領有る所の山より其の山を以て
 中より別世帯に之れを別して山を以て
 及ちよりいふ所は別して山を以て
 之人の志年ありて田多川 及び通称
 長橋の山行ひも人も実なる所を書
 長橋の山行ひも人も実なる所を書
 不第よりいふ所は別して山を以て
 如るも山を以ていふ人も実なる所を書

是より山を以ていふ人も実なる所を書
 之れより長橋の山行ひも人も実なる所を書
 中より別世帯に之れを別して山を以て
 及ちよりいふ所は別して山を以て
 之人の志年ありて田多川 及び通称
 長橋の山行ひも人も実なる所を書
 長橋の山行ひも人も実なる所を書
 不第よりいふ所は別して山を以て
 如るも山を以ていふ人も実なる所を書

人々十斤熊子十
老か通例也主人
名に又み紙りとも也
指の教まぬ凡あぬ
情奏と物三あぬ
何れ何二あ二あぬ
をなす一あぬ
み指也まぬ紙り
空、ぬゆりも毛指
典作力なる一巻
又町帯字にわし
町帯字の事あぬ
今付けたりと復也

復也典作内何り部百名百事名百名か少名
今て地へく活字てくか紙奏入紙奏の紙
るともぬ紙綴りしに思ひあふくとも方十
も一七收細きぬ不綴りなりぬ整世も方左
に同友とまなりぬ志あぬい百方月に一方ぬ
も有障り成ぬ紙復也
ぬぬの紙りも本年の月記
紙綴りもあけ
この心も障りに度ぬ活字ぬぬ世も道
障人に失強多くと扱あぬぬ思ひぬぬ
里へ入ぬ思ひ入復也扱あぬぬ一と初書と
雖記故ぬ思ひぬ思ひあぬす復也好抄ぬぬ
そ尾能動深うもこの元扱ぬ思ひぬ一叙書
よて堂と一取新紙にぬぬ立はぬ二下石
大扱物、片下二条ぬ紙多あり十りあ
ぬに扱物と也是速從之信扱物一とく
一取有立片下復にうり活字之書字の活
字に扱物一とく一人此扱物是復字に
く活字多あくと思ひぬも目あぬと記
るにぬ思ひぬ方の思ひぬ活字ぬ活字人

とわらばは名を
呼し曰ふらむ
昔也

はさきやゆふらふやゆふらふ
はさき又人にふらむ人
らふやゆふらふらふらふ
小智はゆふ大輔ふらふ
かきう上のゆふらふ
はさき

はさきゆふらふらふ
はさきゆふらふらふ
はさきゆふらふらふ

はさきゆふらふらふ

はさきゆふらふ

はさきゆふらふらふ

はさきゆふらふ

はさき

はさきゆふらふらふ

はさきゆふらふ

はさきゆふらふらふ

はさきゆふらふらふ

凡そ天子之稱和
法也やけらふと例
謂以兆民之作業
昔為天子服作之
行自市氏之稼穡
貢稅建天子之德
一人當氏一作意而
無毫末之差受可
命之私仍号云方
又宜哉
足利三太康苑院
滿云拜受云方之
号仍之將軍曰
云方也

此の法其の^ハなる
に^ハこれ得^ルなりと
事物紀原百司馬
遷作は紀九指
舟君尊皆依遠
不言言祗日上
漢書高帝紀曰上
敢如淳曰恭是云上
者尊位所在也但
言上不^レ敢言尊号
而已

法其^ハい^ハり^ハ又^ハ連^ルる^ハ也
な^レく^ハ列^スる^ハ今^ハも
い^ハら^レる^ハま^レく^ハに^ハい^ハる^ハ也
あ^レ又^ハあ^レる^ハあ^レる^ハ折^ル可^ク
い^ハら^レる^ハい^ハら^レる^ハ也
い^ハら^レる^ハい^ハら^レる^ハ也

今史世行流あり
若^シ律^ハ細^ク也

流^ルる^ハい^ハら^レる^ハ也

如^ク好文云如^ク小^ノ爲^ニ好^ミ主^ト立^テ又^ハ批^シ封^ス
之^ハ前^ニ爲^シ文^ト也^ハ下^ニ札^トに

大^ニ其^ハ無^ク侍^ル流^ルる^ハ也
い^ハら^レる^ハ也

誰^レに^ハい^ハら^レる^ハ也

院^方より^ハ如^ク天子^ヲ指^テる^ハ也
い^ハら^レる^ハい^ハら^レる^ハ也
あ^レ又^ハあ^レる^ハあ^レる^ハ也
い^ハら^レる^ハい^ハら^レる^ハ也
い^ハら^レる^ハい^ハら^レる^ハ也
い^ハら^レる^ハい^ハら^レる^ハ也
い^ハら^レる^ハい^ハら^レる^ハ也
い^ハら^レる^ハい^ハら^レる^ハ也

切敷の事あるに及て又そそ危を初探すべ
院の事出づのて院の事はは後院の事多人
もそそ又院の事出づのて危を初探すべ
と出づのて又院の事出づのて危を初探すべ
所由奥の事及そそ危を初探すべ
初及乃能は同なる也危を初探すべ
つてもそそ危を初探すべ
はそそ危を初探すべ
格武衛手ねえん初探すべ
己に被友等の機にも出づのて危を初探すべ
之時乃能は初探すべ
奉の手も初探すべ
且そそ危を初探すべ
心初探すべ
定毎の事出づのて危を初探すべ
七八人若し出づのて危を初探すべ
別處心出づのて危を初探すべ
種事もそそ危を初探すべ

い等ふ下平土也心取次下か為の氏人等

取次と抄等にか成るに及後い句也心取次

い下にか成るては京の臣とて取次之宗の

及ち下平土に取次して心取次也

次に取次人等とて在京取次子息なり

志を成して大なる位士なり次鳥羽

元平の臣とて今も心取次なり凡そ人

斗法文は供心建事次是若くは人

先長徳の臣とて在京取次なり

実也抄中院其女後心取次と抄院主

方心取次といふも通例心取次なり

御代大心取次といふも一て不付也御代也

抄中院の取次は御代心取次也

実也又大北の心取次は門心取次也

本取次といふも一とて一は御代心取次也

心取次の御代心取次也

御代心取次也

所は心取次也

心取次也

又心取次也

心取次也

心取次也

心取次也

心取次也

今亦 夢系天初

七系 遠善堂也

是の今身歎の病覺

の憂を手にあられは

もぬるお形隠け

んつね也の家人取

ぢるりて後きたに

依也

止中よりお共也山科 三言七侍下向は代

也何下の得ぬ御系保る毎朝山科戸也

所也昔山科の者く史後、部一、お業方ぬ

部心くくく、山系の方くく、難更、勤、女と

深、中、居、て、物、了、女、と、す、也、汗、脈、あり

之の膳司、演、也、從、五位、下、行、奉、膳、高、橋、等、清、く、

家、御、厨、子、所、し、預、り、高、橋、從、五位、上、行、年、正、兼、

志、摩、守、紀、宗、直、く、家、御、厨、子、不、く、小、治、大、海、に

五位、下、行、長、門、守、最、原、康、長、之、家、也、身、中、海、方

臺、盤、不、乃、言、盛、河、服、進、上、寸、管、乾、者、切、

二、リ、二、加、五、也、重、樵、に、入、七、五、二、を、傳、く、洞、迫、す

臺、盤、不、乃、何、の、也、は、元、く、二、寸、に、く、既、也

云、中、也、常、物、乃、の、振、方、御、菜、の、料、理、人

は、人、中、の、旁、方、の、振、中、別、下、の、振、更、後、角

二、寸、人、中、の、不、下、後、者、也、の、振、決、う、く、下、管

鴨、舌、田、杉、毛、福、若、木、の、氏、人、又、町、役、の、者

と、と、執、り、の、切、符、少、く、花、お、行、せ、く、也、山

火、妻、の、入、衣、に、御、人、使、物、月、去、跡、其、の、結

と、と、執、り、の、切、符、少、く、花、お、行、せ、く、也、山

爲の侍るに面授けに皇位に上りし也
有るに依りて紀女に長徳を以て母に
立しるに皇位也

儲君之親王者格外也
子彙去儲長奠切
音陳將也副也又
貯也積聚而以為
副貳也太子者
副君改謂之儲君矣

儲君と云ふは皇位に上るに依りて
之を叙爵し之より皇位に上るに
依りて之より皇位に上るに依りて
を此に被るの事と云ふ也又皇位に上る
に依りて之より皇位に上るに依りて
捨家親柄を以て皇位に上るに依りて
捨政実白に補せしむる也又皇位に上る
に依りて之より皇位に上るに依りて
皇位に上るに依りて皇位に上るに依りて
皇位に上るに依りて皇位に上るに依りて
皇位に上るに依りて皇位に上るに依りて
皇位に上るに依りて皇位に上るに依りて

和漢格式習合

新皇の 漢 壬子皇孫

五攝家 諸候

清和 大吏

大長部

他法も不承承元

任大長部准法

候也攝家法候

し亦也余由是

法有 右友

地上被友 右司 氏家

七福子 子受家格如り 第一人格也

儀同三司の友と ねり子心成 遠行に 和

供古位親人 以人 右い言ふ 入る事

あつて 皇友 丁の 皇年也 和れたい 人の 親

人い 事い 是也 地下に 是形 和

之 和り 皇親 和 親り 事 中 也 係 不

あつて 入る 事 皇 皇 皇 皇 皇 皇

事い 事い 事い 事い 事い 事い 事い

非親人 和り 入る 和 皇 皇 皇 皇 皇 皇

地下 和り なる 務也 押 小 所 大 和 和 和

務 事 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和

く 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和

也 又 け け け け け け け け け け け

和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和

く 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和

と 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和

大 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和

官位職 兼 兼 官 官 官 官 官 官 官 官

外記方 惟下

女外記 八人

使生 文殿 召使

内史 律官人

兵庫寮 掃部寮

大膳職 造内正

大令之寮 左右馬寮

醫者 使部

兵庫寮 下司 鉦師

内藏寮 使生

官務方 惟下

右大史 右少史 八人

右史生 右史生

左五掌 右五掌

右五掌之召使

大花首 木之寮

主殿寮 内舍人

左五掌 火官人

右五掌 火官人

左方之使部

衛士 御香水役人

鉾立官人 駕學

右之府見部

右之府見部

駕學了沙汰人

左五府見部

右五府見部

右五府見部

右五府見部

右五府見部

右五府見部

右五府見部

右五府見部

右五府見部

右五府見部

右五府見部

右五府見部

右五府見部

右五府見部

拾改

聖志阿衡

妻職夫人

改を拾に列し天子女帝御

にく即位を在し時天子に侍り御

前儀及改を拾ひ給ふ也天子女帝御

心し御改を拾に列し御

又限りに拾改を拾返し御

は次女女帝及夫人皇白定し御

職を知り又拾改を拾に御

守り御御人の親授し御

侍り御御を復侍り御

君に御御に列し御

御白 御志執御又御下 妻職夫人

関白あり御御に列し御

つり御御に列し御

の御御白あり御御に列し御

に御御に列し御御に列し御

拾改を御御に列し御御に列し御

拾改を御御に列し御御に列し御

河本副将 平家入
大政大臣 左大臣 大原大尉 大板入

平家副将 平家入
凡沐に位階中か位下は先は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

友に沐は友に沐は友に沐は友に沐は

河本副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

平家副将 平家入

少監也
以如友也

樂七

唐堯舜禹湯為攝政設
湯以伊尹為阿衡周
成王幼而即位周公為
攝政也漢昭帝幼而
即位博陸公霍光奉
武帝遺詔而攝政
故以周公旦霍光為
攝政之始也
中朝仲哀崩而神
聖皇后攝政唯曰正
帝不奉帝号更奉

く何より今此の亦その務にお
官才也併法に攝政に事近す如
お格を夫より之の并をたぬと
伊のこころと清退する事也清退の
ては大臣を解にあらす事友を清
退して大臣の職に知れずお及す
を解退せしむ也此の約也法友
又友也位階に貴れおのこら後
に事ありて攝政也

攝政之始也

又推古朝既而皇太子

右大臣

右府

右丞相

右僕射

貴友

各攝政是皆仍帝
也
凡人臣為攝政之始清
和帝九歲而天安二年
戊寅七月七日即位
朝幼帝之始以時友
忠仁公良房奉文德
之遺詔而始攝政
亦兼放一門相繼
為攝政之臣

職掌大臣に曰く以古に大臣に
大臣右大臣を三云と稱し之を職に解退
に也大臣に任る人をもてたのよら之を執
し之をく之職に解たり也後代に改大臣
を別國に之を解たりたのよら之を立て
是を三云と云天統に実白たを今三云と云
是より不用之所は攝政と実白三云と云

復辟

或有德曰

書とく之とす也実白三云を解たり

既復政一欲辟將若くの職をうり世に職なり

漢宣帝以霍光柄

擢改非却立之故

令笑白戸擢矣

凡其子不任曰大臣

別其父不叶任大臣

大臣

又其子不任國自欽

擢政別其父孫大臣

同亦不叶大臣入

道別名曰祥同

任古亦有大臣大連

之名目

成務初至大臣長身

仲哀於王天連身

皇極帝已已年婚

至於大臣而止

大連と号

文德朝以鎌足云任

由大臣位高而到

於大臣位其後又

斷至光化朝若原

良繼曰美名貴位

之別也大臣位

下矣有見位之

内大臣

左大臣

右大臣

注官職事を以て今も右大臣に於て可擢也

擢也

儀同三司

左大臣

遺友おあるとなく職事もさなく自叙

たしと彼の三司に三司といしと謂也

呼ぬは右に任す多し所擢之也也

大臣に任せり人かり物事大連の

額延りてその奈許慰懐のあり大臣に

准せり人け儀同也又味にい大臣に任

せり子孫の細を欽又亦や此は汝わ

る大臣に任せり此は汝わと若大臣

此才定たり職事事務難かり人か

りれい互に任せり又之は右擢也

お其の之とさうさうり此は儀同叙

の年心成還師と叙るなり

大御云

重相重櫻

献純

重友十人

大政大臣の任
心大臣之任者最也

一条帝竟弘二年仲

伊周公飯洛之特

列朝大臣ノ下大

細言之上曰幸准

大臣而稱候曰司

可昇大臣ノ人

楚沉滯之同重

其人慰晚達而

之令朝交者也

書益後曰海益面

從而退有後言敷

約以言明庶以功

大細言代大臣而掌

公事也常与大臣而

僕緯

持統帝六年始五年

細云其後止

大寶二年是左位令

日無以友故曰令外

之友宰相ノ常一應

職掌ニ云ニ左に交りて為候に計りし

又ニ云亦終りてと改たに云業に細く友

深りたりと終家轉乃之達友也

細云 黃門 他云 筆池 養存人

右大臣之ふにか控して以友節也

宰相 冬後 相云 誅諫大夫 善友八人

三云大臣細交中人より左位の友に候

すべし也

右大臣細交の候れし時に終りては人

次ニ云 大細云 一人 宰相 八人

いふ二人を以て當時公卿と稱し朝

系の元なり 大治大嘗布令大小各出

友の陣ニ年毎に陣に忘る候中も

いふに為貴之而也 元人既年 右の空白大臣

細云其後止 元人既年 右の空白大臣

いあれは職掌事 元人既年 初より後右の空白大臣

よりより空白相公と云ふこと也

いふ此友にお友と云ふは別也

いふ此友にお友と云ふは別也

いふ此友にお友と云ふは別也

聖武帝天年三年
又弘仁朝冬後有八
座徒是流例

少卿之官任也兼
有侍從之官也
官兼侍從印職

印璽則符璽也
史記武帝紀贊頌云
按說又曰符之為言
按也西相合不差也

古者以竹為之故字從
竹後也詐偽蜂起
以竹易借之物不
足為防之於是百銅
鐵金銀鑄以為物
象而用之
韓文注孫曰符者分
而為二如後世銅虎符
使之類也聖者天子
之下以玉為之
字彙去圭印也古者
有卑共之秦以後
惟至符稱圭

少卿之官任也兼
有侍從之官也

職鈴官也掌其也管系一而此係系也三

流計に任く余流不任く必侍從を掛り

不親授也珍るに下友任の書物に押下の

天子の下の也

八者 又友の言月帝河の友なり

中務 中書令

弼 一人いほつとも宗の信教之任有也

太輔 一人 推太輔一人 法家位任し

他たいぬころに河にいひしする也

少輔 一人 推少輔一人 口を任し

此書のころにみちてて輔いする中務が推し

こけ云らる也書時少輔よりけたもまぬ

名也七者他に同なり

丞 録 地下方古位也 七者皆曰

式部 吏部尚書 弼 一人 宗の教之任は下い

八者... 教... 是上... 友... 地... 署... 以...

同... 法... 三... 任... 吏...

太... 輔... 在... 籍... 少... 捕... 在... 捕... 者... 人... 付... 務... 日... 所...

丞... 福... 右... 日... 所...

法... 部... 尚... 書...

卿... 入... 法... 部... 尚... 書... 任... 教... 主... 官... 之... 官...

不... 同... 之... 任...

日... 輔... 右... 日... 所...

丞... 源... 右... 日... 所...

正... 源... 戶... 部... 尚... 書...

卿... 入... 右... 日... 所...

日... 輔... 右... 日... 所...

丞... 源... 右... 日... 所...

兵... 部... 尚... 書...

卿... 入... 兵... 部... 尚... 書... 任... 兵... 部... 尚... 書...

凡... 中... 務... 卿... 教... 主... 官... 之... 官... 任... 兵... 部... 尚... 書...

吏... 部... 尚... 書... 任... 兵... 部... 尚... 書...

右... 日... 所... 任... 兵... 部... 尚... 書...

日... 輔... 丞... 源... 右... 日... 所...

刑部 刑部尚書

弼 入 法部三行を任く

心輔 丞 源 大りり

大花 大府弼

弼 入 大りり

心輔 丞 源 口列

宮内 工部尚書

弼 入 大りり

心輔 丞 源 口列

右八尚書教まひ多むが及はるに於て
兼有にするより法司十九条と云ひ八
者此下司らる也

辨言

右大弁 入 位階未定る心位位といふ弁

仲年腐心量心保之の味に依る能人
頭を兼つて人仕の弁也年季もて
宰相に任する心位位辨言也
伊礼礼大弁といふ是 叙為す也也

相に任りり未叙従三位のりりも位異傳の
正に 奏議従三位右大臣姓系孫之書に
約にいじりしる也 御變大臣叙あるに
同三す也

右 中年 二人 名正五位と

曰 少年 二人 曰位

左 少年 二人 曰位

此を道い亦七たの言し今代に用ひて
任友叙あるとく負致不担不書也

● 余人の位は正五位
正六位下 藤原の系
左大臣 中御門
右大臣 藤原の系
中御門 藤原の系
左大臣 藤原の系
右大臣 藤原の系
中御門 藤原の系
左大臣 藤原の系
右大臣 藤原の系
中御門 藤原の系

藤原の輩先に右位の藤原に補せりて後
右大臣に任す吏より中大臣に任す也 中大臣
以下正五位下に大弁に任す 正五位下に
就階する家の白目也又正六位下に就階す
一進む家も一進む家の藤原也 藤原の系
右大臣藤原の系に補せりて正六位下に就階す
に右位の藤原に補せりて正六位下に就階す
御む右位の藤原の系に補せりて正六位下に就階す
正六位下に就階す 藤原の系に補せりて正六位下に就階す

● 藤原の系に補せりて正六位下に就階す
右大臣藤原の系に補せりて正六位下に就階す
中御門藤原の系に補せりて正六位下に就階す
左大臣藤原の系に補せりて正六位下に就階す
右大臣藤原の系に補せりて正六位下に就階す
中御門藤原の系に補せりて正六位下に就階す
左大臣藤原の系に補せりて正六位下に就階す
右大臣藤原の系に補せりて正六位下に就階す
中御門藤原の系に補せりて正六位下に就階す
左大臣藤原の系に補せりて正六位下に就階す

漢書官史云

侍御史有綵衣直指
出則討姦猾理大
獄之唐臺院侍御史
大夫是也

平

平正臺

御史大夫

平正平一人 教王任之蓋以平細志正正下

之平正任也

大弼少弼

案少弼之官任

大忠少忠

忠於地也

京兆職

唐都督府又京兆平教

京兆大夫

在京大夫

在京大夫

在京大夫之例之官大夫任之在京大夫之官

亮 控亮

凡地十友 言人之不好者

大進少進

地十友

春官坊

東宮傅

東宮學士

是於東宮之友也

東宮亮

東宮亮

是於坊友也

傅 一人

指於云 限之任

交 一人

曰其法也 入之細也

控交 一人

右之任

亮 一人

由其之友也 限之任

任亮一人 侍史人 侍史人 侍史人 侍史人

大進 授大進 江表又及家可任也任

少進 授少進 江表又及家可任也任

學士 三人 侍史人 侍史人 侍史人

侍史 授侍史 侍史人 侍史人 侍史人

任埋職

大吏 一人 侍史人 侍史人 侍史人

授吏 侍史人 侍史人 侍史人

案及地十友界

初解他使

長官 宰相公任 又江表公任

次友 又江表公任

案及地十友界

授非遠使別家 唐大埋端又廷尉評事

首為強公任 當代流之也 江表公任

大吏 授大吏 江表公任 又廷尉評事

奪之那 一に禁中にて競定其人那

以職たててる行 以吏に以創書

唐書史改所九奇

大理 大常日震光祿

大府 大僕 鴻臚 衛尉 宗正寺 九寺各

云卿之所掌治也

代を以て立て給ふ事也

花人河

凡貴唐竹中次
隆皇初幸北云奉

藏人別當一人 當友友大長持而任

取百官制印魚
御史也 亞相御使

花人頭 一人 貴之云竹中次也

史少人奉任殿侍

惟在右位共職之也 友人一人也 友人

差奉故留之在年

仲乃乃多人の方方より上を 在右位也

在右位也 此の事云云人の御使の事也

花人の事也 一人也 此の事也

下也 是人の職に任け給ふ事也

之也 是言位に叙する時 花人の職に任ぜり也

右位花人 古教三人 當代全是教 正位也

名前の事をかり也 凡花人の職に任ぜり也

職之也 宮中府中一切の政事 奉給奉

國の法者 途位階 兼を以て依て 是言す也

の少州紙 家例流例 侍例 等也 御例書

右位 兼序 其額 是の差矣 御家大長持間

御例 新紀 考御 名花人 其御 奉給奉

職也 花人 此の中 亦 友費之を 是に 依て 奉給奉

大宰府 大宰少貳 大宰少貳

因徹近ありれ大宰少貳は任事人此に

合十九番ありし中其日地下格に

十あり是を中色に生るは是なり

撫部使 右お相奥助の武士也

是との兼友なり政由大由に之は

新切し一政後におのれに秋田城

を到く小士兼し中とに不抑也

大宰府 右西九州の探取なり

大宰帥 政主任也大由に任

大宰権帥 中納言に任し

大宰大貳 三位に任

他権帥に任し大貳に任也

大宰少貳 六位の地卜也

通攝府 右土佐大拍一人 左名歌留 又藤林大將軍

凡武左中権友也又攝政大納言の時大拍

相兼く攝り也大由の親本也

職名曰 其職掌 大畧曰大由唯守 位次着座計也 由外作法不混余 人也

入心
下
...

を誰人とも大細云々人知若は事い大臣た
昇る度入心大知より下は左のえけを
逆は格別御者の船あり

右を備大将 一人 度云 右のち

孫助元即大知のこたり御とす小の貴人知
かす孫助舟をさるる度とこたり御をい
右人知をさるる大臣に任する度孫助は
おたの達と也余人候とて西大臣に任する

女も孫助の格別め——供内大臣に任する時

おたの孫助も度也故に孫助に任す又孫助の也
大臣に任すも孫助大知を孫助供内その命令
乃四年一度の孫助と二度勤まや孫にゆ大
臣と孫助しておぬ大臣と孫助事也孫助と
長孫助保てた府及府の欠は孫助は孫助
は孫助より孫助又ゆ大臣と孫助孫助
ひ孫助の孫助の孫助孫助孫助に任す
うう大臣に任すも孫助も孫助
孫助の——孫助にゆ大臣に任すも孫助

すも也 掾家ハ伊弉志に任して一々大御名四人
以て大任お入任に御りさるるおるするも
形もおつるに任して年數廿五年余りいふが
一に華を一一に年余りありす果をさして
くた入任に任し実白お入任に補せら
ま娘とおありて実白お入任に呼也或
ハ掾家お入任次又五職にちりぞ移す時
お実白お入任さお掾家お入任さ呼て供の
子身もお入世に任て大御名大御名大
御名も度也 掾家任もいふ所のハ此程進に
法家お入り度切也 次ハ掾家任に大
伊弉志お入り時ハ法家乃大御名に先達と
すも此の意にお入りくた入の掾家の元
れどへわけぬを下り度次つかりて掾家
の元年長け達法に上りさるる
供又ハ大任に任して一々の大御名を
度も例ちれ大御名大御名と叙あり
り度叙授にすれハ掾家任も叙也

あかゆをりぬ也又二位中納言位の中納言
とて又あり攝津大臣家振とて中納言

大正清少納言 義 羽林次將

羽林家本家慶子君に又外に任付よし
凡そ位より下に叙する日少納言を攝す。

例に叙せ別る夫より息の方へ又京に
く有る人の少納言は常格なり三位少納

言振は常也清光大臣家より三味友位を

後位君の治先遠くもの味へ又叙す

大正清少納言 地友 又位示士又位力大

大正清少納言 同 六位示士又位力小

大正清少納言 同 示士左衛門尉又位力小

大正清少納言 右衛門尉

清少府

大正清少納言 一人 金吾左衛門尉 法家竹内之

右衛門尉 一人 金吾右衛門尉 法家三條之

大正清少納言 一人 金吾次將

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

右家伊弉册之任し重之人付於少佐本任

難之取之任

右坊門大尉日少尉

六位地下友

日大志日少志

七位地下友

右坊門府生一人右坊門府生日少

右左衛門督一人

武衛大將軍

右家伊弉册之任し重之人付於少佐本任

任重之命有之重也

右左衛門督

一人

右日

右日少

右左衛門督一人

武衛次郎

右家伊弉册之任し重之人付於少佐本任

右左衛門大尉日少尉

武衛校尉

右左衛門大志日少志

武衛録事

右左衛門府生二人

武衛史

右大尉以下地下六七位

馬寮御監

右馬寮

右馬頭 一人 右馬頭 一人

典範令

法部四郎右後番一人

右馬持 一人 右馬持 一人

又御家法又右馬持一人

右馬頭 曰 御物 右馬頭 典範令

右馬持 一人

右馬頭 大少 右馬頭 六位 地下友

御口の侍 一人 右馬持 一人 右馬持 一人

右馬持 一人 右馬持 一人

右馬持 一人 右馬持 一人

右馬持 一人 右馬持 一人

右馬持 一人 右馬持 一人

右馬持 一人 右馬持 一人

右馬持 一人

右馬持 一人 右馬持 一人

右馬持 一人 右馬持 一人

右馬持 一人 右馬持 一人

右馬持 一人 右馬持 一人

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

皇太子孝謙天皇
正一位

今、此の加位にて正の字はてしむ

賜室二年以延任

大臣橋詰足始叙正

一位其後藤原押傷

同叙正云考計也

再生叙正位以外

正生例

皇太子聖武天皇

十二年右大臣法皇云

再叙正位

右代大臣藤原武智

正一位例は後中

帝弘安六年基具

始叙正位是也

本朝の位を重んずるは跡二人の正位

生於人位に叙せし例也今

唯此の位にして正位に重んずる

叙せず皇家に貴とて大に業と人

の始位は始加位より外に位を

正一位とす高小用せず也例す

大臣に任じ十年其方に命じ正位は叙

す其後正位は久しからず叙るは十

二年其方に依りて叙す也

六年の仲制も又叙せしめては内家に依

り執り其後外家の切りて人々其方に

任じし物は正位に叙せし也

大臣に任じし皇太子の大臣大臣に叙せ

し正位に任じし人位に任じて職事

勅する人の尊立給ふ時其後大臣に

叙すは皇太子の位に叙すは

皇太子の位に叙すは皇太子の位に叙す

三位尸とくく正三位より上は身元伊弉諾と改称
世通——位二の位階の仲より位公とあり
又位大切とくく位を重く重くに在る
職系抄に七世人三位の制と稱すと書せり
也——たり

正四位上 位公叙する人の位公あり也
去人の名方、叙する人の仲より位一階
係人の位階として叙せり正四位より位階に
叙する也又地下に格別なり位別友示士又い

外記使の書先ホ、是叙直を之途に諸叙也
む地中叙授の事也

正四位下 位公位上に諸叙よりありは
位階より人の格式を上げたり物れすとく
せり人に、り下と階級の上げたり叙也
位公位上 世にありとく位公位也

位公位下 位公の正下位と位下二階、常位也
考との叙するに改称金上下はる三階
の仲より位公なり地中位二階といふ

位公位上とく
くをさ也

或家にくありとく
三の正位上は位
この二階より金
位にあり

遠縁親なりしや家次方切幸病たよ

らとあつし

正六位下 藤人は位に知しき方に任すき
あり他人に頼借すや地下に居る正六位上
とありを考へたに不物なり

正六位下 恒少佐と 半と親佐といはれりや
とある細地下被友もいなりなる

恒少佐下 半と法おみ位連々半法更進とい
き親縁のきてゆ冠より位に知す也

武正の位の名を
いひ恒下なり
正六位下より恒少
佐より武正なり

櫻井方より半と地下被友武正方にして
何れの名にして法更進といは位なり所より又
恒少の位更なるいふ日付なるをこの由にて又
半と下に居る正六位下よりおいき家をもた
る位より親としてえま地もきく恒少の名より
武正方にして家流被友位連也武正の位は
一より六位恒少の字より正六位の字より
御新孫方 恒少の字より恒式にいり所
恒式とも同なりといふ所なり

正六位上 藤原藤原の地中人物人

藤原の地中人物人 又、大和紀左務の由り供

正六位上 藤原藤原の地中人物人 又、大和紀左務の由り供

正六位上 藤原藤原の地中人物人 又、大和紀左務の由り供

正六位上 藤原藤原の地中人物人 又、大和紀左務の由り供

正六位上 藤原藤原の地中人物人 又、大和紀左務の由り供

正六位上 藤原藤原の地中人物人 又、大和紀左務の由り供

正六位上 藤原藤原の地中人物人 又、大和紀左務の由り供

正七位 下上 下上

大正の月なり

正八位 下上 下上

大正の月なり

正九位 下上 下上

大正の月なり

大正十位 下上 下上

大正の月なり

大正十一位 下上 下上

大正の月なり

筆師 善師 弟子 白粉師

上りて字を位に據り
い大掾家の位候の
家もこれ位候を也
の法書に及位候
才に及りて凡常に
い大掾の位又之位
中が申すに字書
此は修及なりす
家につて字の上定
はむ以下に及位に
順ふるとす

信吉氏を長掾に実
白に補せしめ別
そ人存位也者

御中たりは諸大夫に
頼も云御掾実也
家之原氏長者し
宣下之流例は
か也

掾改実白の御職太政大臣在石田入位候御
と云也又中掾之章ね候一位の位候候は三
位候に及りて一御也は事と云御共之及御共
之也正位上下より位候上下正位候上下と
を致し人の云云と云あるをさす
此は源の云達とい法を人位家の元と事也
長者職に及

藤氏の長者といつてはもと家及此は久持御
少掾り源氏の也者此は装学院別書あり候
是乃長者也今実東源和集字每院の別書御
云字故源氏の長者といつてはもと軍字ありの
別書に及りしとす

友に任すといふ
是乃進といは友に昇り位に進むこと也
之の友に昇り難く位に進し易しこと也
是れと申すこと也を累と云一は申すこと
計候すこと

職に使ひ補せしめり
補すこと

○轉任この 次第くに遷うつるる也

○轉任この ありうかの存に移る也

○叙階この 位階一階をいうて進む也

○転任この 他人不友位出し也又予は

中らにも用侍局及也

○遷任この 下位の叙にかりて度を友

一とりたの人をと通し後に再も友

任すをいふる大中御をの中にと又大位に

といふる是を遷任の考也

○叙階この 或は位不叙しても友に移す

叙る也たいに位の叙は叙す

叙は叙すといふは叙すといふは

叙す也余の叙

○叙階この 位の叙をいうて進む也

中御を友に移すは叙例也

叙例の叙に入るは叙す

叙すといふは叙すといふは

叙すといふは叙すといふは

静退三三番職を
務めて御しぬ
欠く事申す御
ぬ方におまを
也実白三三番
細之冬月御白

花人既云 既年
実白入云云
大細之入
仲細之入
事相 八

○又任 現任 朝永 子に引継ぎ入

約より番友の人也 又任大細之在現

任大細之大細系大細之りて番友

之希今陣の元へ列り元之り也 静退

してお友下ぬは約々し

○故友三三 當代に故大細之故仲細之た

て遊去はし人の友をさしお生こくと

人の友におし事をさし書落するゆゆ

○故友三三 一列 希年 危冬 細番友

○静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退

何の人の世に任をさし 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退

に任をさし 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退

静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退

○陣 陣 陣 陣 陣 陣 陣 陣 陣 陣

こも也 陣列る 行書 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退

静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退

静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退

静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退 静退

さく列たすは時、按家と位早きと
たしは家の家物、死に位深きれは
たに之も友也、たの使人、亦たち也
あふおれ地卜、又地卜にたの流も也
下友の時、若降も也

○花人の掛、人、非友人、仲好方、友人、友方
を人、友位、かろ、す、降のた、く、この
ふた、侍、良、の、ご、そ、こ、立、花、人の、取、也、故、に
あ、貴、ま、の、ご、そ、こ、た、り、り

○武友をわくに、兼、こ、ろ、又、友、に、は、又、兼、の、字、入
友、も、す、こ

○常、御、の、友、こ、わ、くに、武、友、を、言、係、又、友、に、は、又
た、い、人、の、友、も、す、こ

○教、位、こ、い、友、并、り、親、と、人、又、任、一、親、家、流
ち、こ、位、に、中、三、位、二、位、こ、進、む、を、れ、を、教、三、位
教、二、位、ち、こ、は、從、三、位、初、任、こ、位、特、一
こ、と、事、お、を、事、お、非、を、候、も、と、人、も、
早、い、家、に、と、是、同、なり

○文友文友のい 三云人中他を多識公者少他を并
多をてり也

○武友武友のい 近侍府 侍府 兼代 外也

職原抄曰外國古今様同文官也云

○按書老云兼任國一或水面任て兼書
せり依之抄書ありての兼代亦云はゆり大
常武士也然に武士兼任 況又兼近侍使國
事に補しありて亦書を武友之云に
んんわん

位異書の所

○按以 実白 法別兼 兼代 兼代

右のい法書抄の逸之に書し下には友
信を兼りす也

○法書の四字なるは 兼代 兼代 兼代 兼代

逸下には書あり也

○又官武友按兼兼字了時に入交らぬ
是非、乃兼の之字海を聴く是書
入る交る也

○右に言く位卑し時に与字を書

大納言守從三位 大納言相書
正三位也

○位に言く右果し時に行字を書

正三位行大納言

○右位相書し時に

大納言正三位 又
中納言從三位也

大納言也

右位相書右位

右の位は從三位
右に言く

大政大臣位一位

右大臣位正三位

内府儀同從二位

大納言正三位

中納言右大臣

右大臣与正三位

正三位從三位也

東宮傳与正三位

二官正三位也

宰相式部大臣

左大臣刑部

大藏卿与正三位

一第善良公の御カ
今冊ノ主ニカリス

弟以正心位下也

以名中於為人辨

是又疑心位上也

東宮中矣亦大吏

知右京他理大吏

幼中長友神祇伯

深正天弱按察使

太宰天武靖門督

去清籍按位下

中務太輔亦中弁

大膳大吏也亦位

正心位上相也

淨宗彌母少將

七有左補亦少弁

以正心又位下友

中務少輔大舍人

大學內藏書長

雅系玄蕃法鏡院

主計主稅本長

賜名籍位按位

內通取取志馬取

去庫取大舍人

按文位上學一列

少卿云津祇右副

竹坡子天文博士

左大臣亮右亮

七省少辨藤原氏

東宮亮右亮

主殿大炊典兼氏

左大臣少辨藤原氏

御少辨源友家兼氏

右大臣友家兼氏

大進物右大臣兼氏

右大臣少辨藤原氏

左大臣大進藤原氏

右大臣藤原氏

主膳内膳造藤原氏

右大臣藤原氏

法司正權藤原氏

左大臣藤原氏

正六位上藤原氏

藤原氏

藤原氏

其數細藤原氏

藤原氏

藤原氏

藤原氏

例原姓を賜り臣下を列に爲す事
法皇御子有信の太子より在格に下
之と銘録を宮系より河内國に
心算に立難きにり又臣下に
中より下より有信の太子より
是より有信の太子より法皇御子
又攝政の皇子皇孫有入の太子より
有信の太子より有信の太子より
たより有信の太子より有信の太子

こと度かたぬ之つ魚一教主は位は下

めかく正位と下は位なく一正位は二正位は

三正位は長位は正位は正位は正位は正位は

正位は正位は正位は正位は正位は正位は

正位は正位は正位は正位は正位は正位は

又河内國代に壬戌に正位は正位は正位は

正位は正位は正位は正位は正位は正位は

元康元年の正位は正位は正位は正位は

正位は正位は正位は正位は正位は正位は

百十三代元院素澤
法皇御講職仁
百十四代東山院朝仁
百十五代忠院慶仁
百十六代櫻町院昭仁

百十七代後有門
百十八代

御三方國新崇賢
門院御女堂後太
系のりよりわ片
の院の初帝後皇
の守よりて臣一
のりよりわ片より臣
のりよりわ片より臣

如号隆慶御初中
門凡の傍慶仁仍
改賀之字
百十九代能嗣帝清
執仁以秉仁字在
用仁字若連被皇
強被用仁字為通
例依之皇下不和
用仁字若連被皇
孫適雖用之唯
不用訓稱者存習
以同入如祚國民
歟

院の父帝東山院宮方抄女立を御
仲小部大曲傳心可後にな宮のせしこの
中門院のそとより今の宗院宮の幼志を更
言しその心成を後直仁親王二十三年也
初大曲傳心東山院の初院（降位其後い
り系のりよりわ片よりわ片に由母の行あり
よのりより元初院宮の初院より初院を
てて系親しして系親はあはれこの方
や系人あはれし門号宮下して初系

賢門院の号ししてよりし掃司正位を故由大
隆宮云抄女也掃司あはれ系家其庶院を
たり初故のり初院の初院の初院は
也宮のりより初院の初院の初院は
のりより初院の初院の初院の初院は
故にその初院の初院の初院の初院は
のりより初院の初院の初院の初院は
のりより初院の初院の初院の初院は
のりより初院の初院の初院の初院は
のりより初院の初院の初院の初院は
のりより初院の初院の初院の初院は
のりより初院の初院の初院の初院は
のりより初院の初院の初院の初院は

百十八代
のりより初院の初院の初院の初院は

いかに文を喜ぶ心ならずも心に動やほくお
たし立ふる室に水と身は月と寺の影院山北
最の寺なるは故に美東に及ばず右の法司松平
比治守信房より河津書有切目せりこの字
例美を元下来りしに流るれしに依て書有る
寸合存ふべき所也美東の河津威権は松上
二月に知し奉承推しとて()とて()とて()と
河津書有し心又云先と書物にあつしはれ
の元年乃の運別りしに主信の寺書に云ふ也

実東文昭院教河
代始河府乃の後
の河津始の河津
か一は乃の河津
か一は乃の河津
か一は乃の河津
か一は乃の河津

一 秀良の心事 东山院河津書乃に
思右院河津及 関右院河津書乃に
新院の河津書乃に 願予の河津書乃に
格別思右院河津書乃に 願予の河津書乃に
思右院河津書

一 貴文の心事 东山院河津書乃に
思右院河津及 関右院河津書乃に
入興の河津書乃に 思右院河津書乃に

取願二百名、以是て以沙事

右有来、教有竹、奏元進、其友、其感、其度、
可十道、其所、其提、其事、其之、其好、其

定思毛

寛弘八月

山夫中書志

上理相授等

深木列

和平紀傳序後

如以、其當、其自、其依、其之、其結、其の、其抄、其の、其序、其の、其方、其
其の、其取、其の、其法、其の、其依、其之、其之、其一、其失、其言、其に、其伏、其
其亦、其自、其建、其歌、其王、其の、其入、其興、其を、其の、其致、其の、其此、其の、其何
其故、其大、其書、其毀、其て、其以、其送、其建、其下、其は、其進、其以、其又、其秀、其宗
其子、其為、其丸、其下、其三、其美、其の、其下、其に、其以、其理、其友、其友、其以、其序、其
其有、其て、其同、其新、其此、其の、其何、其致、其を、其以、其律、其有、其致、其を、其序、其
其送、其建、其下、其は、其進、其今、其は、其閑、其院、其宮、其は、其の、其方、其は、其
其此、其は、其中、其の、其此、其の、其初、其種、其は、其を、其帝、其位、其を、其護、其せ、其
其は、其は、其此、其の、其情、其弱、其に、其向、其せ、其ら、其は、其木、其実、其木、其に

柳所院仍御伯又
の概し厚く後
一子准后と
言ふべき也

今且つ御初と云
ふ事あり

此院に及しる事一の時に又と云
信教をてたふせらねるにや格列の思
入るこころ後此例に信教難る信
はよりる也この感中より乃の秘法を新
何とせよ末代この教をたれに立玉公
信教をいふの元は秀宮後に一子准后と
親王と云へし心方此果報こそいふ
すてに実東より太の心身付あつた
此心より心方此果報こそいふ

源朝より一子と云ふ事
吾妻の足元をのあつた
教天下にあらりて禁庭の裁判始は
より一子に對し院に父の御是か
あつた事と云ふ事と下感教
りぬ信教をたの子に現に御
二代の事と云ふ事と云ふ事
ぬの教をたの子に現に御
むその心教の事と云ふ事

法心に寄るに... 又... 御歴...
して... 御子... 法...
親王... 下... 法...
御子... 法... 又...
... 皇子... 皇子...
の... 皇子... 皇子...
... 皇子... 皇子...
... 皇子... 皇子...

職京曰皇孫... 非常... 兼及... 三世... 下... 一... 御子... 口授... 御子... 職原... 文法...

不... 御子... 皇子... 皇子... 皇子...
皇子... 皇子... 皇子...
皇子... 皇子... 皇子...
皇子... 皇子... 皇子...
皇子... 皇子... 皇子...
皇子... 皇子... 皇子...
皇子... 皇子... 皇子...

今姑に廿二冊に書たるを移し、此行年のお
 にかうごころに記すべしとせむいぬ致すの
 宜しきと也。こころに連抄るもの、男あに記す
 ぬ新例なり。又東宮ありて、其時末に女侍も立
 るべきといふぬ。能志の時に、鳥息下と稱す。又四親
 之宮下と云ふ。此の如く、後いぬたり。佐右致す
 方、左あり、右あり、三あり、二あり、一並に、四樞機
 として、一が准后あり、二は左大臣あり、三は右大臣あり、
 四は連中あり。

二品守中務弼邦永親王

依己孫也、移るに、右
 位、左軍、右入守子

吉宗云、紀元元江
 東宮大后十二男、從三
 位大納言南毫院
 賴宗云也云々、法宗
 二代曰、紀元大納言光
 貞、歸之御二男也
 享保元甲午七月任
 征夷大將軍、後
 奉号、有徳院殿

其邦、水致す、一は井原、致院二品、道仁法致す、此の
 七、こころ、又お右軍、振存宗云い海寺、紀元、
 以、夜多、町、大、小、兼、伴、真、の、実、孫、こ、稱、分、
 い、邦、お、ま、姑、の、妹、お、な、り、又、貞、建、致、王、也、
 系、守、臺、孫、こ、して、の、ま、府、こ、して、此、宮、
 の、文、之、を、り、佐、職、系、抄、に、親、と、ふ、大、長、
 同、に、して、移、列、の、号、甲、午、と、い、わ、れ、大、長、

あるに孫実村た言及天子に譲り奉るる様た
既以玉ふり力なりは、遂にの御家が大平に
譲りわく譲り致すより其の親一と
振るふ事なきをかし。是より大に致す列
系内御家にくみ及分なく也む席に結
是系内は御家は御也退家に次牙は之
才一実印致才二在府云才三在府云才也
信致と 伏見系御家は御川 次内府云才云書
お実印は系友大に七書法致と次信曰
是より御家退家治守の御家は乃ち御家
退家友より仲り致すもその御家は御家
その御家 系御神書 御家云 此二代り
台徳院致秀忠云此二系お実印お取大に
昭実云此二系御家連書

●禁中七ヶ所條目曰

一、妻之良く実白云者可なり致すと云はれ矣
お友々実白云云去り可なり次は事論也

至法親王也又云存官実白云云次存
也附同友信お友号考て既年獨階級論
事

如新書如所中平れい大方を推す
後れ天子の御建極のまらまのまをねい
る内のみともあつたことこの事案の取巻
うう一歩半にねに引形に宗樂を指し
て是れと云うこと又もあつた事也

長年頃頃徳延に^拜活^手てり又と或或り
乃度なりと宗樂二宗と御前仁親王の退居
こと例のあか白樂をすえ法大又すてに
非を官くおに一集二居大ゆえたお兼書云
系ゆと云う一住のあつた君臣のれ事はず
相実にも宗樂を公家の御前^拜のあか白樂の
ことと云えて既論はせよい政事書にこれを
云向に東に向いむ^カ路^カを成す又書せ
丁角に南に向いむ^カ路^カを成す又書せ

園中より横柄より

又ばせもの京校の字に七、余興にとりて名
心あり又の興にわら興丁、おのこのおれ珠
より取降五去一に非花人やれ下は
景、逢にく、心、春、比、に、ま、の、點、元、を、ん
た、ま、の、く、及、方、け、の、ま、と、ま、ひ、し、も、ま、ら、け、ら
歌、ま、に、い、の、れ、沙、海、海、水、の、り、に、て、冠
の、端、お、(、送、) 故、お、ま、う、計、の、心、ま、り、所
ま、は、に、つ、た、大、ね、振、の、観、の、は、け、ま、り、對、元
は、の、音、子、け、の、お、ぬ、お、る、年、お、又、の、は、ま、の、め、と、ま
け、の、那、り、お、は、け、の、い、ま、又、ま、び、お、つ、く、ま、の、い
ま、の、た、ま、い、ま、也、お、れ、歌、ま、の、中、の、つ、院、お、肉
の、の、は、身、一、ま、あ、い、心、の、笑、の、ま、也、ま、と、ま、の
弾、お、の、は、ま、人、腰、掛、の、院、た、し、て、ま、ま、ら
ぬ、ま、の、お、ま、を、お、ひ、お、え、一、ま、ま、の、の、つ
ま、の、お、れ、の、ま、目、を、終、一、長、入、お、供、又
歌、ま、の、装、お、ま、の、し、の、袍、の、難、又、の、ま、紋、を、い
白、ま、の、ま、お、任、指、黄、の、浮、線、後、地、文、を、ま、ま
浦、も、祥、お、お、し、冠、の、は、紗、お、の、終、り、お、伏

白、垂、衣、共、
黒、櫛、
古、海、綿、
と

白、垂、衣、共、
黒、櫛、
古、海、綿、
と

世に揚子江と名づる所の揚也或は山至長於其
北白流浮反は東流也此書の感信にそ
流しを布句にいふ所の力は叙王の朝也
此流して少敷と信ふにそは興もたは是
くかた上テ下た事のみちり流方如法更
お人路張すのりたえな所をいふ流も枝嫌
能く流しは作れ法更流しを伏す次に書
こ流しをいふとそは次くお中て是の
又流しを伏す流方如法更興の能を因
此対又揚れこは作らぬ又流しを伏す供の
興立むるこ流し又同志のこ流して此つを
お都をいふと又流しをいふも興の能は
表をいふお計く席にの通るは是のこ
定い流方如朝昔月のの流しを今も已れり
こは是の流しの方とこは是を流れん
はせありあり

[Faint, illegible handwriting in a cursive script, likely a historical or religious text.]

